



羅臼町議会だより

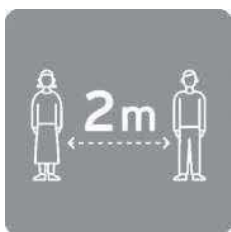


しれとこ

第1回臨時議会・第2回定例議会・第2回臨時議会 …	2～4
一般質問 ……………	5～9
Zoom up!・議会改革サポート会議発足 ……………	10
委員会サロン・常任委員会視察 ……………	11

令和2年
第164号
 8月25日

町民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします



いまは、
きよりをとって



手を洗おう



咳エチケット



換気をしよう



3つの「密」を
さげよう



テイクアウトや
デリバリーも



オンラインを
上手に使おう



新北海道スタイル

「新北海道スタイル」はじめよう。

令和2年 第1回臨時議会

5月14日、令和2年第1回臨時議会が開催され、専決処分5件・一般会計補正予算条例改正6件・財産の取得・意見書などすべて原案通り可決された。

※万円以下四捨五入

専決
処分

令和元年度一般会計補正予算

補正額 **△4,666万円** 総額 **44億8,045万円**

総務費	その他一般行政に要する経費（積立金）	7,917万円
	町営住宅等長寿命化工事（ほか）	△846万円
	第3子以降出産祝い金助成事業	△100万円
	開基120年記念事業に要する経費	△50万円
	地域提案型事業に要する経費	△174万円
	ふるさと納税に要する経費	△7,400万円
民生費	特別会計繰出金に要する経費	△832万円
衛生費	予防接種に要する経費	△145万円
	妊婦・乳幼児検診に要する経費	△60万円
	水産系廃棄物処理施設管理運営に要する経費	△247万円
農林水産業費	畜産担い手育成総合整備事業に要する経費	△144万円
	ウニ種苗移植事業に要する経費	△116万円
	漁港改修局改事業に要する経費	△68万円
	漁港等管理に要する経費	△120万円
商工費	道の駅・知床らうす駐車場整備測量に要する経費	△65万円
土木費	町道維持補修及び除雪に要する経費	△534万円
	町道整備に要する経費	△249万円
教育費	公民館管理運営に要する経費	△390万円
	給食供給に要する経費	△591万円
公債費	一時借入金利子	△100万円
職員費	給与費	△353万円

専決
処分

令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算

補正額 **△5,277万円** 総額 **10億2,207万円**

保険給付費	一般被保険者療養給付費	△4,565万円
	一般被保険者高額療養費	△712万円

専決
処分

令和元年度介護保険事業特別会計補正予算

補正額 **△2,549万円** 総額 **4億5,136万円**

保険給付費	介護サービス等給付に要する経費	△2,375万円
	介護予防サービス等給付に要する経費	△76万円
	特定入所者介護サービスに要する経費	△98万円

専決
処分

令和元年度後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算

補正額 **63万円** 総額 **6,896万円**

後期高齢者医療広域連合納付金	63万円
----------------	------

専決
処分

令和2年度一般会計補正予算

補正額 **2,255万円** 総額 **53億6,980万円**

商工費	新型コロナウイルス感染症経済対策に要する経費	2,255万円
-----	------------------------	---------

議案

令和2年度一般会計補正予算

補正額 **5億863万円** 総額 **58億7,843万円**

総務費	特定定額給付金給付事業に要する経費 防災対策に要する経費（マスク、防護服等購入）	4億9,630万円 111万円
民生費	子育て世帯臨時特例給付金に要する経費	622万円
衛生費	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費（消毒液等購入）	201万円
教育費	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費（通学バス運転業務委託料ほか）	299万円

条例制定

- ・ 町税条例等の一部を改正する条例制定
- ・ 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定
- ・ 国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
- ・ 国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
- ・ 介護保険条例の一部を改正する条例制定
- ・ 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定

財産の取得

- 取得物件 塵芥収集車
- 取得価格 一、七六〇万円

意見書

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

町長の行政報告から

- ・ 春の叙勲の受章について
元羅臼消防団副団長の田村勉氏が春の叙勲瑞宝単光章を受章されました。
- ・ 知床ナンバープレート
の交付について
五月十一日から知床ナンバープレートの交付が開始されました。
- ・ 羅臼町一二〇年記念事業について
新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から今年度は中止し、来年度の実施に向けて事業計画を見直してまいります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策について
新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止及び経済支援等の対策を講じています。
- ・ 町内各学校の臨時休業等について
火災の発生について
令和二年に入り、四件目の火災が発生、男性一名が焼死しています。

**令和2年
第2回定例議会**

6月19日、令和2年第2回定例議会が開催され、各会計補正予算3件、条例改正4件、辺地計画変更、工事請負契約、議会基本条例改正、意見書などすべて原案通り可決された。
※万円以下四捨五入

議案

令和2年度一般会計補正予算

補正額 **4,428万円** 総額 **59億2,271万円**

議会費	議会議員に要する経費 その他議会の運営に要する経費	△344万円 △58万円
総務費	その他一般行政に要する経費（負担金・積立金） その他電算システム等運用に要する経費	348万円 53万円
民生費	福祉・介護職人材確保に要する経費（介護福祉士実務者研修支援事業） 国民年金事務に要する経費	27万円 8万円
衛生費	特別会計繰出金に要する経費（水道事業会計ほか）	2,515万円
農林水産業費	ヒトゲ駆除事業に要する経費	250万円
商工費	新型コロナウイルス感染症経済対策プレミアム商品券発行事業に要する経費 知床開きに要する経費	2,000万円 △470万円
教育費	幼稚園の管理に要する経費（新型コロナウイルス感染症対策費）	99万円

議案

令和2年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

補正額 **115万円** 総額 **1億9,818万円**

総務費	医療再生に要する経費	115万円
-----	------------	-------

議案

令和2年度水道事業会計補正予算

補正額 **94万円** 総額 **2億1,220万円**

水道事業費用	海岸町消火栓修理事業	94万円
--------	------------	------

条例制定

- ・ 町税条例の一部を改正する条例制定
- ・ 証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定
- ・ 介護保険条例の一部を改正する条例制定

計画の変更

- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更

工事請負契約

- ・ 契約の目的 町民体育館改修工事
- ・ 契約の方法 随意契約
- ・ 契約金額 五億九、五一〇万円
- ・ 契約の相手先
廣木・小野特定建設工事
共同企業体

代表者住所

中標津町西七条北一丁目一番地
氏名 廣木建設株式会社

代表取締役 廣木 智

予定工期

令和三年三月十九日まで

議員発議関係

- ・ 羅臼町議会基本条例の一部を改正する条例制定
- ・ 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

町長の行政報告から

- ・ 新型コロナウイルス感染症について

経済的支援として水道料の減免、知床らうす海鮮福箱の販売を実施していきま

- ・ 羅臼町防災訓練の実施結果について

六月十四日に、羅臼町交通安全協会が、交通事故死

ゼロ七〇〇日を記録し、公益社団法人北海道交通安全推進委員会より表彰されています。

令和2年第2回臨時議会

7月10日、令和2年第2回臨時議会が開催され、一般会計補正予算が原案通り可決された。
※万円以下四捨五入

議案

令和2年度一般会計補正予算

補正額 **2億1,331万円** 総額 **61億3,602万円**

総務費	防災バッグ配布事業に要する経費	2,833万円
商工費	道の駅・知床らうす駐車場整備に要する経費	7,000万円
	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費（水産物調整保管補助金等）	3,054万円
教育費	学校ネットワーク環境整備事業に要する経費	5,150万円
	新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	2,384万円
	温水プール空調機コイル更新工事に要する経費	911万円



防災バッグ配布事業
・ 新型コロナウイルス感染症対策防災バッグを配布します。
（対象世帯）
九月一日を基準とし、住基登録のある全世帯
（配布内容物）
・ 防災バッグ一個・体温計（接触型）
・ 不織布マスク（三十枚入）
・ 除菌ハンドジェル・除菌シート
・ 防災七点グッズ等

道の駅駐車場整備事業
現在使用中の道の駅店舗前の駐車場はイベント広場になり、一般車輛は駐車禁止となります。
両隣の駐車帯を拡張し舗装化（一部砂利敷）します。
普通車九十台、大型車五台、優先車二台が収容可能な駐車場に整備されます。

行政の考えを問う

5人の議員による9件の質問が提出されました。

令和2年

第2回定例議会

一般質問

議員 坂本

新型コロナウイルス予防対策と暮らしと町内経済の活性化対策は

町長

今後も予防対策を継続し各種事業を実施する

坂本 志郎 議員



質問

今、私たちは何よりも感染拡大を防止して国民と住民の命を守ること、同時に経済・社会活動の制限で生じた暮らしと経営への打撃と苦難を救済し、守るために全力を尽くさなければなりません。

地方自治体は行政として、住民や中小業者の切実な実情をリアルに掴みながら施策をきめ細かくスピーディに実施できる条件があり、それをフルに生かした対応

が求められています。

医療現場（国保診療所）

の感染対策設備についても必要な物資に不足が生じる事が無いようにすることや、子供たちが学校で安全に学ぶ環境づくりとして、すべての子供たちが使用するために必要なマスクの常備や消毒液・非接触型体温計・ペーパータオル等の物品の確実な配備をする事、又、保健室の体制の確立も求められます。

コロナ危機の中での災害対策も重要です。自治体の防災計画では、小中学校の体育館が主要な避難所になっていますが、体育館が新たな感染クラスターになる危険性があります。それに代わる避難所、旅館やホテルなどの宿泊施設をどう位置付けて確保するのか、



高齢者や障がい者へのサポートをどうするのか、体育館を活用する場合は何に留意し、敷物・パーティション・マスク・消毒液などをどう整備するのかを考えなければなりません。

町内経済活性化対策の重点施策として、プレミアム率三十%の商品券七千八百万円を発行、販売開始は八月三日から使用期間は来年三月末までとする予定です。その他の施策は、随時お知らせします。

高年齢者や障がい者へのサポートをどうするのか、体育館を活用する場合は何に留意し、敷物・パーティション・マスク・消毒液などをどう整備するのかを考えなければなりません。

今後、新しい生活様式、新北海道スタイルが定着し消費意欲が回復する時期を見据えながら、より効果的な経済活性化を期待するところです。

現在、釧根の各自治体では、様々な感染対策と経済対策を実施していますが、当町の重点施策として漁業関係と農業者への給付支援事業が求められます。

湊屋 町長

感染予防対策として関係機関への情報収集を行い、診療所や介護施設、介護サー

長引くことが予想される事業者の業績低迷に対し、効果的な支援を講ずるべく町内関係機関と情報交換をしています。今後は特に基幹産業である漁業が盛漁期を迎えるにあたり、求められる効果的な支援について検討してまいります。

町長 高島議員

光回線(高速通信網)の拡大について

町内全域で利用可能となるよう進める

高島 讓二議員



産業及びテレワーク、web会議などにも活用でき、辺境の我が町にとって重要な通信手段となり、取り残された峯浜町、海岸町、岬町に早く取り入れるべきです。

湊屋 町長

質問 本町の光回線は、平成二十三年に市街地、翌年に春松地区(松法町から幌萌町間)が開通し、峯浜町、海岸町、岬町が取り残され現在に至っています。

未整備地区となりました峯浜、海岸町以北についても高速ブロードバンド化が社会活動や経済活動など地域の発展に有効な手段であるとともに、防災の観点からも光回線の整備に向け通信事業者と協議を重ねてきており、諸問題があることから未整備のまま現在に至っている。

今回のコロナ禍のように学校が休校になった場合、ICTによるオンライン授業、同時双方向オンライン授業を行う上でも、各家庭での光回線は必要になってきます。

また、高齢者の見守りや、漁業、農業、観光といった

速し、未整備地区にも光ファイバーが提供されるものと思われる。

当町としても、この機会を逃すことなく一日も早く光ファイバーを整備するよう折衝しているところであり、町内全域で利用可能となるよう進めています。

GIGAスクール構想について

高島議員

ICTの活用により子供たちを誰一人取り残すことのない学びを持続的に実現させる

教育長

ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するとしています。

GIGAスクール構想とは何か

家庭でも繋がる通信の環境の現状と未整備の対策について

GIGAスクール構想によって本町の学校教育は今後のようになるのか

***GIGAとは**
「Global and Innovation Gateway for All」の頭文字をとった略語

和田教育長

いわゆるソサエティ5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術の効果的な活用が求められ、令和時代のスタンダードな学校像として、

全国一律のICT環境整備が急務であること。

児童生徒一人一台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、

更なる感染症や災害発生等による学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。

それぞれの家庭でのICT環境についてアンケートを実施している最中である。対策については、ポケットWiFiの貸し出しを検討している。

各学校と教育委員会が連携し、子供たちにとってどんな学びが必要かを考えながら組織的に計画的に教育大綱、幼小中高一貫教育の実現に向け活用していきたい。

***ソサエティ5.0とは**
サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間社会(内閣府より引用)

また、高齢者の見守りや、漁業、農業、観光といった

国の補正予算で整備費が盛り込まれ、急速に整備が加

ら二〇二一年度末までに、一〇〇%光回線にしようとする

加藤議員

緊急事態宣言発令に伴う観光の振興策は

町長 新たな観光資源の発掘
魅力の創出に努める

加藤 勉議員



質問
今年二月に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、緊急事態宣言による休業要請、外出自粛要請により、当町の観光産業に多大な影響を及ぼした。将来にわたり持続可能な観光について検討すべきと考えるが、町の考えを伺う。

湊屋 町長
新型コロナウイルス感染症拡大により、当町の観光産業は多大な影響を受け、宣言解除後は少しずつ客足

が戻っていますが、海外との交流も難しい状況で、今後の感染状況によっては観光需要の回復に時間を要する。安全・安心な観光が求められていることから、新しい生活様式・新北海道スタイルによる観光客の意識、行動の変容に対し、受け入れ側の適切な対応が今後の観光客誘致と交流人口の拡大を図る上で、必要条件になると考えています。

現在、観光船では乗船時の検温やマスク着用、乗船人数の制限などをして営業されている。飲食業ではソーシャルディスタンスの実践や消毒の徹底などの対策により、各事業所それぞれが感染予防と感染拡大防止に努めています。

現段階では、感染予防と拡大防止は持続可能な観光



の在り方を考える上で、最優先と認識しており、観光協会等関係機関と協力し、将来にわたって観光客を呼び込めるよう、感染防止対策に努めたいと考えている。



新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、観光ニーズは更に多様性を増していくことが予想されることから新たな観光資源の発掘、魅力の創出についても、関係機関と協力のもと検討していきます。

授業時間の確保と教育環境の整備方針について

加藤議員

教育長

夏季休業、冬季休業の短縮で対応



備についての方針を伺う。

和田教育長

今回の小中学校の臨時休業は、四月二十日から五月三十一日までです。その期間に校長会などで協議を重ね、運動会や体育祭、学習発表会や文化祭については、児童生徒の密集する「接触」が多いことから中止を決め、更に夏季休業を九日間短縮し八月一日から八月十六日まで、冬季休業を八日間短縮し、十二月二十九日から一月十一日までとして、標準時間数を確保しています。

質問

新型コロナウイルス感染症による学校休業要請は、小中学生の授業日数を減少させ、特に受験を控える中学三年生にとっては社会問題となっている。今年の授業日数の確保策と、安心して勉強ができる教育環境整備

二点目の「安心して勉強できる教育環境整備の方針」ですが、国の指導を基本とした登校、下校時のルールの徹底、各教室でのソーシャルディスタンス、国の助成金等を活用した消毒用アルコールや消耗品、三密を防ぐための備品を増やすなど安全で安心な授業体制を整えています。今後も感染拡大防止対策については、各学校と話し合いながら進めていきます。

田中議員

町長

羅臼町の防災について

減災の考え方を基本に、災害に備えなければならぬ

田中 良議員



〔例〕防災訓練等における説明等。



情報及び住民に対する注意事項や災害応急対策とその状況などを、防災行政無線やインターネットメール、広報車等により行うこととしていく。過去の災害発生時においても、防災行政無線をはじめ防災登録メールやエリアメール等を活用し、その時々に必要な情報をお伝えしてまいりました。

また、気象予報において悪天候が予想される際にも、防災無線等により事前の注意喚起を行っている。

自主防災組織や地域住民などと連携しながら、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するとともに、防災訓練等を通じて避難場所等の周知を図る。

日頃から災害に備え、発生時には、まずは自らの身の安全を守る事が大切であるということを中心に、防災に対する意識向上と知識の普及に努めたいと考えている。

質問

羅臼町地域防災計画において、相互応援体制、災害応急対策、救援について伺います。

・地震、大雨、風雪等の災害発生時の町民への連絡救援策は。

・災害発生時における避難所への導線等のマニュアルや町民への周知はどの様になっているのか。
・災害時における町民意識の向上について、町はどのように考えているのか。

湊屋町長

羅臼町の防災については、「羅臼町地域防災計画」において、災害の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、人命が失われない

ことを最重視するとともに、経済的被害が少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備えなければならぬ。また、防災対策の効果的な推進を図るため、自助、共助及び公助により、着実に実施されなければならないと定めている。

地震や大雨等の自然災害が発生した際の町民への連絡については、災害応急対策として、災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動について定めており、災害に関する

田中議員その他の質問

地域を支える産業の活性化について

- ・漁業の振興について
- ・商工業振興について
- ・観光の振興について



井上議員

新型コロナウイルスによる給付金、補助金、助成金申請等の現況と行政施策について

町長 国・道の制度を積極的に発信、対象者が活用できるように努める

井上 章二議員



頼れる相談相手として寄り添い、行政の支援活動と救済措置等の現況を開示願いたい。

湊屋 町長

補助金・給付金・調整助成金等の現況については、各事業主及び関係労働者が直接申請するものであり、

申請状況については正確な把握は困難です。

持続化給付金については、商工会と漁業協同組合が会員・漁業者に対し申請に係るサポートをしており、現場担当課に於いても申請の手伝いをしている。

情報によると、一〇〇件以上の申請がなされたと承

知している。

本年十二月までの間に業績が落ち込んだ事業者への支援ですので、今後申請が増えるかと予測している。

個人申請が出来ることから、個人からの申請等に於いても相談指導をしております。

この度の新型コロナウイルス感染症により、社会生活や経済活動の停滞、中小企業者、個人事業主、働く方々等への影響は深刻さを増しています。支援活動と感染防止に配慮し、積極的に現状把握と現況開示をすると共に、多くの関係者に必要な情報を提示して、地域社会に貢献している商工会、漁協、その他関係機関等に対し行政機関が身近な



町政はあなたのために!! 議会を傍聴してみませんか。



* 町議会の定例会は年4回(3・6・9・12月)開きます。* 町議会の臨時会は必要に応じて随時開きます。



議会改革サポート会議 発足

羅臼町議会の運営に関する最高規範となる「羅臼町議会基本条例」が平成三十一年四月から施行され、一年が経過しました。

その間、町議会議員選挙があり、新しい議員も選出されたことから、更なる議会運営の活性化に向けた議会改革特別委員会が設置され、四名をプロジェクトチームに選任して、一年間の検討を経て基本条例の一部を改正して「議会改革サポート会議」を設置することにになり、六月開催の定例議会で承認されました。

改正後	改正前
○羅臼町議会基本条例 平成31年3月11日条例第3号	○羅臼町議会基本条例 平成31年3月11日条例第3号
目次 前文 第1章 総則（第1条-第3条） 第2章 議会及び議員の活動原則（第4条-第7条） 第3章 町民と議会の関係（第8条） 第4章 町長等と議会の関係（第9条-第12条） 第5章 会議の運営（第13条-第17条） 第6章 適正な議会機能（第18条-第20条） 第7章 議会機能の強化と体制整備（第21条-第27条） 第8章 継続的な検討と見直し手続き（第28条・第29条）	目次 前文 第1章 総則（第1条-第3条） 第2章 議会及び議員の活動原則（第4条-第7条） 第3章 町民と議会の関係（第8条） 第4章 町長等と議会の関係（第9条-第12条） 第5章 会議の運営（第13条-第16条） 第6章 適正な議会機能（第17条-第19条） 第7章 議会機能の強化と体制整備（第20条-第26条） 第8章 継続的な検討と見直し手続き（第27条・第28条）
（議会改革サポート会議の設置） 第17条 議会は、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会活性化に向けた議会改革サポート会議を設置する。 2 前項の議会改革サポート会議に関して必要な事項は、議長が別に定める。	
（適正な議会費の確立） 第18条 （略）	（適正な議会費の確立） 第17条 （略）
（議員定数） 第19条 （略）	（議員定数） 第18条 （略）
附則 この条例は、令和2年7月1日から施行する。	

議会改革サポート会議 設置要綱

- （目的）**
第一条 この要綱は、羅臼町議会基本条例（平成三十一年条例第三号）第十七条の規定により、羅臼町議会（以下「議会」という。）の運営等に向けた提言・要望等を広く町民から拝聴し、もって議会の活性化を推進することを目的に議会改革サポート会議を設置する。
- （所管事務）**
第二条 会議は、次に掲げる事項について、議長の諮問に応じて調査・審議し、議会に意見を申し出ることができる。
- （一）議会改革及び活性化に関する事項
（二）羅臼町議会基本条例の見直しに関する事項
（三）議員の定数、報酬等に関する事項
（四）その他必要と認める事項
- （定員）**
第三条 議会改革サポート会議委員（以下「委員」という。）の定員は、十人以内とする。
- （資格）**
第四条 委員は、十八歳以上の町民であり、かつ公務員、各種行政委員でないこととする。
- （委員の募集方法）**
第五条 委員は公募とする。ただし、議長は適当と認められた団体に対して、適任者の推薦を依頼することができる。
- （委嘱）**
第六条 委員は、公募者及び推薦者の中から議長が委嘱する。
- （任期）**
第七条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。
- 二 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （その他）**
第八条 この要綱に定めるほか、必要な事項は議長が別に定める。
- 附則**
この要綱は、令和二年七月一日から施行する。

議会改革特別委員会 プロジェクトチーム

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 加藤 勉 |
| 副委員長 | 小野 哲也 |
| 委員 | 村山 修一 |
| 委員 | 高島 讓二 |

各常任委員会 行政視察

経済文教常任委員会

7月31日、公共施設の現状について、上水道施設、温泉供給施設、緑町公営住宅建設現場の3ヶ所の視察を行い、終了後には担当している建設水道課と懇談会を開催し意見交換を行った。

全区に供給している。春日町から海岸町までの地区に供給している。



上水道施設

湯ノ沢町にある上水道施設は、平成七年九月に完成、一時間に一七五トン（最大二〇〇トン）の飲料水を、春日町から海岸町までの地区に供給している。

十月三十一日の完成を目指して建設が進められている。

緑町公営住宅建設現場

市街地区の公共施設等の暖房、給湯、ロードヒーティングなどに利用されている。



温泉供給施設

知床国立公園内に源泉を持ち、湯ノ沢地区の宿泊施設を始め、立公園内に源泉を（1LDK二戸）となります。入口から入ると共同スペースの廊下があり、ここから各戸の玄関となります。



や部品交換、更に水道管の布設替えなど多額の予算が

懇談会では、上水道施設は老朽化による維持管理費

の意見が出された。公営住宅は木造構造であり、火災に十分配慮した建物となるよう要望するべき

- | | |
|-------|-------|
| 委員 長 | 加藤 勉 |
| 副委員 長 | 鹿又 政義 |
| 委員 | 高島 讓二 |
| 委員 | 井上 章二 |
| 委員 | 佐藤 晶 |

総務民生常任委員会

7月28日、別海町の広域ごみ処理施設、中標津町のリサイクルセンター、標津町の最終処分場、3ヶ所の視察を行った。

ごみ処理施設

根室北部廃棄物処理施設として平成十九年から稼働し、年間一万二千トンのごみを処理している。耐火物の長寿命化を改善した。今後は、施設の長寿命化を計画している。

中標津町に所在している

リサイクルセンター「くるっと」

リサイクルセンター「くるっと」は、中標津町・標津町・羅臼町の三町にて構成され、排出される資源ごみの分別収集と資源化の推進によるごみの減量化を目的として、一日四・九トンの処理能力を持つリサイクルセンターである。この施設の機能が十分発揮され、ごみの減量化・リサイクルの推進・環境保全に大きく寄与できるものである。現在、



センターに搬入される資源ごみに注射針や使い捨てライター等の危険ごみが混入していることがあるので、分別に大変苦労している。

一般廃棄物最終処分場

令和元年度は、標津町と羅臼町で四七〇トンで約三〇〇m³です。地域住民のご協力により、毎年若干ではありますがありますが、ごみの分量は減ってきているとの事です。

- | | |
|-------|-------|
| 委員 長 | 田中 良 |
| 副委員 長 | 坂本 志郎 |
| 委員 | 村山 修一 |
| 委員 | 松原 臣 |
| 委員 | 小野 哲也 |

見込まれる事から、長期計画が望まれる。

温泉供給施設は九〇度以上の熱水があり、一部は利用されずに蒸気として地上に吹き出しており、利用方法の研究が求められる。

議会の動き

5 月

- 12日 議会運営委員会
- 14日 令和2年第1回臨時議会（1日目）
経済文教常任委員会
- 15日 総務民生常任委員会
令和2年第1回臨時議会（2日目）
第4回議会改革特別委員会
全員協議会
行政と議会議員との懇談会

6 月

- 9日 第10回議会改革特別委員会プロジェクト
議員4名
- 15日 議会運営委員会
- 18日 議会運営委員会
- 19日 令和2年第2回定例議会（1日目）
- 22日 経済文教常任委員会
- 23日 総務民生常任委員会
- 24日 議会運営委員会
令和2年第2回定例議会（2日目）
行政と議会議員との懇談会
第5回議会改革特別委員会
議会運営委員会
- 29日 根室北部衛生組合臨時議会 議員4名
根室北部消防事務組合臨時議会 議員4名

7 月

- 8日 議会運営委員会
- 9日 議会だより編集特別委員会
- 10日 令和2年第1回臨時議会
総務民生・経済文教合同常任委員会
- 27日 議会だより編集特別委員会
- 29日 第11回議会改革特別委員会プロジェクト
議員4名

鹿又政義議員 北海道町村議長会自治功労賞表彰

この度、議会議員

活動二十五年以上の
永年の活動が認めら
れ、北海道町村議長
会より自治功労賞が
贈られました。

おめでとうございます。



新型コロナウイルス感染症第3波に備え、 留意することは

札幌医大 横田伸一教授

新型コロナウイルス感染症拡大の起因となったのは、いずれも人の移動でした。

第一波は中国人観光客の来訪でした。

第二波は欧州からの邦人帰国に加え、感染が広がっていた首都圏などの人の往来で感染が連鎖していきましました。六月十九日には都道府県をまたぐ移動自粛要請が全面解除されましたが、今後も移動の自粛要請については、段階的に強めたり

弱めたり臨機応変に判断する必要があると思います。

第三波に備え、私たちにできる事は

軽症者や無症状者が多いことが、このウイルスの最大の特徴です。大半が軽症で回復していることは安心材料でもありますが、感染を把握できない人が多いため、全ての封じ込めを困難にしています。症状がある人だけが行う「咳エチケット

ト」では不十分で、どんな人も日常生活の中で飛沫が飛ばないように留意する「唾液エチケット」が求められます。

症状がない人も、他の人にうつさない対策をすることが大切なのです。

